

令和4年度第2回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日時 令和5年2月13日(月) 13時00分～16時30分

2 場所 埼玉教育会館 104会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

西村拓、大西律子、原美登里、斉藤三恵子、横田富美子、豊増洋右、小柳直昭

(2) 県

小畑農林部長、加藤農業ビジネス支援課長(以下「農ビ課長」)、
木村農村整備課長(以下「農整課長」)、佐々木農産物安全課長(以下「農安課長」)

(3) 事務局

農業ビジネス支援課(中島副課長、阿部主幹、山城主任、蟻塚主任)

農村整備課(辻村副課長、井野主幹、川鍋主事)

農産物安全課(平墳技師)

4 主催 埼玉県

5 概要

(1) 開会 中島副課長

(2) あいさつ 小畑農林部長、西村会長

(3) 報告 令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業計画について

ア 多面的機能支援事業について【資料1】(説明者:農整課長)

委員 水路の補修や更新を多面的機能支援事業で行う場合、ほ場整備事業で行う工事との区別(事業規模や金額)はどのような考えによるものか。

農整課長 ほ場整備は耕作条件を改善していく中で、農地の整備と合わせて水路も整備していくもの。

一方、多面的は地域を守るために活動している方が、水路を修繕していくもの。

そのため、水路の規模や機能に差異はなく、地域一体として整備していくか、地域を守る手段の1つとして水路を直すかの違いとなる。

委員 6ページの重点推進地区はどのくらい設定しているか。

農整課長 令和4年度は143地区設定している。その中で活動5年目を迎える地区は97地区となっている。

委員 重点推進地区は農林振興センターと地域の話し合いで決まるものか。

農整課長 重点推進地区は新規取組意向がある地区や活動5年目を迎える地区を設定しており、活動5年目の地区は農村整備課で把握しているが、それ以外は市町村や地域との話し合いによって決めている。

イ 環境保全型農業直接支払事業について【資料2】(説明者：農安課長)

委員 埼玉県では有機農業の取組の面積が非常に大きいですが、農家としては手間が他の取組に比べて格段にかかるものである。それでも有機農業の取組が多いのは、有機農業の場合は、取り組むと販売価格に反映されるようなメリットがあるからという理解でよいか。

農安課長 その認識のとおり。実際に有機農業で栽培された農作物の販売価格は一般的な方法で栽培された農作物の1.2倍～1.5倍で販売されている。また、消費者対象のアンケートをしても少し高くても有機農業で栽培された農作物を買いたいという方がいらっしゃる。

「有機」というもののイメージが消費者の方には非常によい。ただし、それは「環境にやさしい」有機農業を正しく理解しているというわけでは必ずしもなく、「からだにいいもの」として購入されていることが多い。

県としては、来年度は「有機農業が環境にやさしい」ということに消費者の方が貢献していくというエシカル消費というものを、消費者団体とも連携しながら取組を進めていきたいと思っている。

委員 今までも取組があった堆肥の施用やカバークロップの取組は、補助金+ α のメリットがないから、取組面積がそれほど増えなかったということか。

農安課長 その認識のとおり。堆肥の施用やカバークロップの取組はあまり一般的ではないことや、作業が大変ということもあり、新規就農者も有機農業を志向しがちで、イメージ先行という面が多いと現場では認識している。

ウ 中山間地域等直接支払事業について【資料3】(説明者：農ビ課長)

エ 中山間地域ふるさと事業について【資料4】(説明者：農ビ課長)

委員 中山間地域等直接支払事業の報告について、集落戦略の作成状況事例のコメント欄は、本来、協定代表者が記入するのか。また、これらの事例を見ると、市町村の担当者がかなり苦勞していることが伝わってくるが、県として、これらの総括や、どのようなフィードバックを市町村、または事業者に行っているのか教えて欲しい。

農ビ課長 この事例は、本委員会の委員の皆様にも現場の様子を知っていただくことを目的に、担当の方で作成したフォーマットになる。

市町村の苦勞や、よかった点もいろいろ書いてあるが、状況は地域によって差があるため、県農林振興センターの方で相談を受けたりしながら、工夫の方法などを都度助言しているところである。

委員 中山間地域ふるさと事業の調査研究事業に、コンサルタント等事業者による支援があるが、事業者は長期的に支援を行うのか。

農ビ課長 事業者との委託契約は1年ごとである。

委員 1年ごとの契約で、活性化は地域に蓄積されていくのか。

農ビ課長 この事業は、事業者との契約は1年ごとだが、地元の市町村にも入ってもらって事業者を選定し、事業は2年間実施する。あくまでも住民活動支援であり、計2年間支援を行う中で、住民が活動を継続できるものを探していただくことになる。

委員 地元の人たちが中心となって大きくしていく事業でないと、活動が無くなってしまったりするので、地域に根付く活動にすることが良いと思う。この事業にはもう少し力を入れてもらって、地域が活性化していったらよい。

委員 中山間地域等直接支払制度のパンフレット11ページに、荒廃農地の林地化という項目があるが、埼玉県では荒廃農地の林地化を行うという話は出ているのか。

農ビ副課長 荒廃農地の林地化については、少し実績はあるが、制度の運用上難しい面がある。

農地のままであれば開発行為は制限されるが、林地になると規制が緩くなってしまう。そのため、制度の抜け穴として利用されてしまう危険性がある。

農地を農地として守っていくということが従来からの農地制度であり、相反する部分があるため、現実として難しい状況がある。

委員 中山間地域の実情を考えると、これから林地化の話はどんどん出てきて、避けて通れないとも考える。

農地転用の手続きやペナルティなど、制度上だいぶ厳しい縛りはかけていると思うが、県としては、林地化については、あまり積極的に推進しないというスタンスか。

農ビ副課長 どうしようもないような部分については、林地化していただいて構わないと考えるが、現場の状況としては、先ほど申し上げたような問題があり、それほど進んでいない状況がある。

委員 下手をすると、あちこちに太陽光発電ができたりしかねないと思うので、その辺は慎重に対応していただければありがたいと個人的には思っている。

委員 中山間地域ふるさと事業のコンサルタント等企業による支援について、過去の事例として、基本的にこの事業は2年やった後、事業者が変わるこ

ともあるし、同じ事業者が2サイクル実施することもあるということか。
農ビ課長 どちらもある。

1年目のときにテーマをしっかりと決めて、地域住民の主体的な活動を事業者が後押しをするという仕組みで事業実施しているのので、同じ事業者が入っても、別の事業者になったとしても、変わらず地域に活動を定着させる方向で活性化していると考えている。

委員 同じような内容で、もう2年事業を実施することはあるのか。

担当 基本的には2カ年の事業で、長期継続ではなく、1年ごとに委託業者を募集する。過去のケースでは、1年目に受託した事業者がだいたい2年目も受託している。

本事業は、住民活動を定着させるための事業を委託しているのので、事業者がそれを踏まえて、地域住民活動を支援するために、ワークショップを必ず実施することとしている。

過去に実施した事業では、横瀬町の寺坂棚田学校や、小鹿野町の黄金カボスなど、事業実施終了後も、地域で活動が続いているケースはある。

現在実施している事業についても、事業者が地域住民と一緒に参加して、活動に関わっていきこうとしているようなので、県としても、今後の活動に非常に期待してるところである。

委員 集落戦略は、全体のどの程度が年度内で作成見込みなのか。

担当 全体の8割程度が年度内に作成見込みである。

委員 計画というものは、計画が目標ではなく、どの程度計画から実践に移せるかが非常に重要だと考える。

評価をするときに、実効性の伴う計画になっているかというところまで織り込んだ評価にしていくべきだと考えるがいかがか。

担当 今回の集落戦略については、協定参加者が集まって話し合いを行い、計画を立てるというところを目標としている。内容の実現可能性については問わないことになっている。次期対策においては、集落戦略を深掘りし、より実現可能性のある計画を作成することになるのではないかと推測している。

委員 都市計画の分野では、計画策定の段階で、どのように実効性を伴う形の話し合いをさせていくかとか、自分の組織をどうしていくかというところまで織り込んで、計画づくりをしていくことが当たり前になっている。

そのような視点で見たときに、計画が少し浮遊している、実践というところから少し乖離している位置付けなのかなと考える。

今後、そのあたりが課題になるという認識でよいか。

担当 今回の集落戦略は、実現可能性を持たせるために、一筆ずつの農用地をどうしていくのかというところまで落とし込んで計画を立てているため、ある程度の実現可能性はあるのではないかと考えている。

委員 中山間地域ふるさと事業のコンサルタント等企業による支援や中山間「ふるさと支援隊」の話も同じだと思うが、上手くいった地域がどのように活動を継続して、地域で自走していく動きに繋がっていくのかというところが、外の知恵やパワーを借りる意味だと思うが、自走させていくところに関しては、どの程度評価の対象にしているのか或いはしようとしているのか。

農ビ課長 今年度の評価の中では、自主性を重視して活動しているかどうかということも含んでいる。先ほど話があった、横瀬町、小鹿野町の例は、今は実行委員会形式で、地域の方がリーダーとなっても継続して取組を行っているが、きっかけとなったのは、中山間地域ふるさと事業であった。

これらの地域では、コンサルタント等が入る時点から、地元住民が活動を行うという方向付けを行い、地元住民でやれること、実際に効果が上がることを選定しながら、2年間活動を進めた結果である。

本制度実施している、美里町、ときがわ町、いずれの内容についても、今後自走できる見込みも含めて評価をさせていただいた。

委員 自走を前提とした支援に繋がっているという評価をしているということによいか。今回の対象事業になっているものについては、そういうところまでを一つ評価のポイントにしているという理解によいか。

農ビ課長 そのとおり。

(4) 議事 中山間地域等直接支払制度の中間年評価について【資料5】

(説明者：農ビ課長)

ア 集落協定等の自己評価関係について

委員 加算措置について、横瀬町の寺坂棚田は棚田地域振興活動加算には該当しないのか。本加算に取組まない特別な理由があるのか。

担当 本加算を活用する前提として、該当地域が指定棚田地域に指定されている必要がある。寺坂棚田は指定棚田地域に指定されていないため、本加算は活用できない。

委員 協定の役員について、代表者と事務担当者は兼務している協定も多いのか。または、別々の協定参加者が担っているのか。

担当 基本的には、別々の協定参加者であると認識している。

委員 事務委託等の状況について、委託費を交付金から支出することは可能か。

担当 交付金から事務委託の費用を支出することは可能。

委員 集落戦略の作成について、地図の作成がボトルネックになっているようだが、地図を集落の人が自ら作成するのはなかなか難しいのではないか。行政として地図の作成を支援する計画はあるのか。例えば、ドローンを使ってデジタル化して作成するという方法もあると思う。

担当 ×の4協定のうち、1協定は市町村の支援で地図を作成済みと聞いている。残りの協定についても、今後作成予定と聞いている。

委員 美土里ネットの地図などツールはあっても、アウトプットの出し方がわからないといったこともあると思うので、市町村担当者も大変だとは思いますが、協定をサポートして欲しい。

委員 大学生が卒論の調査も兼ねて、地図の作成支援ができるかもしれない。大学との連携などは、県だからこそできることだと思うので、ふるさと支援隊を活用するなど他の事業とも連携して、情報提供による支援を県で検討して欲しい。

委員 集落戦略の話合いの参加者の回答を見ると、協定参加者以外の集落の住民や専門知識等を有する者の参加が0となっている。

地域住民や専門的知見を持ってる人たちが集落戦略の策定プロセスに参画して行くことに対して、県として積極的に支援を行うことがあるべき方向なのではないかと考えるが、専門家支援や地域住民に対する広報をもう少し積極的に行えないのか。

農ビ課長 現状、集落戦略を作るために集まること自体が難しい状況にある。

専門家を受け入れる体制が取れるような集落では、専門家の方などにご助言いただければ、より有効な集落戦略ができると思うので、全ての集落に専門家を入れるかはよく検討しなければいけないが、希望する集落や受け入れのできる集落には、ぜひ専門家の方にご助言いただければと思う。

委員 長野県では山間地域でテレビをインターネットに繋げるような補助をしていて、公民館に集まれなかったり、自動車の運転もままならないなどの場合は、自宅に居ながらテレビで会議に参加できるシステムを構築している事例もあるようである。

Zoomでの会議には高齢者の方でなかなか参加しづらい場合でも、テレビであれば参加率も向上するのではないかと。

他部署とも連携してテレビ会議システムの構築なども県として検討してはどうか。

委員 他県でLINEをうまく活用しているという事例を聞いたことがある。テレビ会議システムの導入やウェブ会議にすればもう少し集まりやすいのではないかと意見もあるが、高齢者の中にはオンライン会議に抵抗感がある方もいる。

一方で、LINEを活用している高齢者の方は非常に多く、孫の写真や動画を見るために、LINEというツールが必須なので、他のツールは使わないがLINEは活用する高齢者の方も多。

集落の話合いなど、LINEグループを作成して、そこで意見を回しながら、実際の会議をする回数は少なくとも、そこである程度意見を集約しやすくするみたいな工夫をしているのを見たことがあるので、そういったツール面で、市町村担当者の負担を軽減するっていう方法もあるのではないかと。

委員 SNSの活用ということか。

委員 SNS 全般ではなく、LINE。インターフェースが他の SNS と LINE では、高齢者の方の心理的な抵抗感が全然違うようである。

委員 本制度は、事務負担が非常に大きいということがずっと言われているが、事務委託との状況を見ると、事務委託をしている協定はない。

交付金は事務の外注費にも活用できるわけだが、実際には、困ってはいるが事務委託が行われていないということについて、委託先をどのように探せばいいのか分からないということがあると思う。

シルバー人材センターなど、例えば会社や役所で経理や総務など、書類作成の経験のある人材を紹介する仕組みがあってもよいと思う。行政が人材を紹介できるようなシステム、データベースがあると良いのではないか。

委員 農村地域では、外部の人に自分たちの手の内を見せたくないという地域もあるので、外部委託は簡単ではないと思う。

委員 役所や農業委員会、農協の OB などは、書類の作成を日常的にやっていたと思うし、農家とも日常的に接しているので、比較的ハードルが低いのではないか。

委員 行政から集落に、本委員会で話に出たような方法もあるということをご提案していただければ良いと思う。

農ビ課長 事務の外部委託をするという方法があるが、それが現場にうまく伝えられていないので、シルバー人材センターの活用など具体的に、委員からいただいた意見を参考に周知していきたい。

委員 次期対策について、廃止意向の協定に対する働きかけは非常に難しいところだが、市町村アンケートでも制度の要件緩和の意見が多々出ているので、例えば、協定活動期間を5年間から3年間に緩和できれば、続けられる協定も出てくるかもしれないので、要件緩和がどこまで対応可能なのか、農林水産省に確認して欲しい。

イ 集落協定等へのアンケート関係について

委員 第5期対策における本制度の効果について、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持については、非常に効果があるということは県の所見どおりと思う。問題は、どのように集落の機能を維持するかである。

委員 協定の外にも効果が波及していることは大事なことで、地域を守っていく鍵になるということは、もっと繰り返し様々なところで周知して理解を進めていくべきと考える。

委員 廃止協定の廃止理由の一つに鳥獣被害の発生があるが、鳥獣被害に関して、例えば地元の猟友会との連携は行われているのか。猟友会は地元との繋がりが無い気がする。

委員 猟友会で捕獲しても、捕獲後の処理について課題がある。以前は、捕獲数に応じて補助金が出ていたが今はなく、また、猟友会も高齢化が進んでい

る。市町村で加工場を設置するなど、捕獲された鳥獣の受入先を確保することも必要ではないか。

委員 捕獲した鳥獣の処分に規則があり、その規則が厳しいと聞く。

農ビ課長 地域によるかもしれないが、中山間地域では猟友会に入っているなど、猟友会と繋がりがある人が多く、鳥獣害対策では連携している。鳥獣害対策について地域で出来ることは電気柵の設置などだが、個体数を減らすということでは猟友会との連携も重要だと思う。猟友会でも捕獲できる頭数が限られているという委員からの指摘もあったが、対策協議会などを作っている地域もあり、連携自体は行われている。

委員 また、鳥獣害対策は、農家の庭など、小さいところから実施しないと、集落に獣が入ってきてしまうが、大規模な電気柵等には補助金が出ても、小さいものには補助金は出ない。小さい対策へも目を向ける必要がある。

委員 中山間地域には広い農地はなく、小さい農地で作物を作っているので、小さい農地の保全を見落とされると残念である。次に繋がらない。

農ビ課長 本制度の交付金は、金額に限りはあるが、鳥獣害対策の取組にも活用できるので、集落で取組を行ってもらえるように、市町村と協力して、引き続き周知を行っていきたい。

委員 廃止協定が増えてしまわないようにしていってほしい。

農ビ課長 市町村も、廃止意向の協定に働きかけをしていこうとしているので、県でもしっかりと説明していく。

委員 未実施集落のアンケートの対象者というのは、どういう人になるのか。

担当 集落全体の状況を把握している人を市町村で選定して、アンケートへの回答をお願いしている。

委員 集落協定を締結していないので、そもそも代表的な人もいないのではないかとこの疑問があった。回答があったのは3集落のみで、この回収率から状況は推測できるが、このアンケートは更に時間をかけて、より多くの集落から回収するという事は現状検討していないのか。

農ビ課長 中間年評価書の提出期限が2月末日となっているので、このまま進めさせていただく。

委員 未実施集落の現状把握は重要だと思うが、具体的にどういう形で実施しようとしているのか。

担当 農業集落というのは、農林業センサスで決まっており、集落としては全部把握できている。その中で、本制度を実施していない集落は統計で把握できているので、そういった集落の役員や代表者等に市町村担当者が依頼している。

委員 全体を通しての印象になるが、本制度は荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持には十分貢献しており、今後も必要であると思うが、特に集落機能の維持においては、特に限界集落となっているところなど、全ての中山間地

域を本制度で支えていくのは難しい状況になってきているのではないかと
思う。

加算措置についても、制度はあっても、その制度に乗れない集落の現状が
あるので、取り残されそうな集落については、本制度とは別な仕組みを並走
させることで集落を支えることが必要ではないかと考える。

その一つの国の回答が農村RMOだと思うが、農村RMOを進めるにして
も、地域にリーダーが必要であり、そのリーダーをどのように確保するの
かという一番大きな問題が残っていて、そこも非常に難しいと思う。今のま
までは、本制度で特に小さい集落を支えている方はもう限界なのではないか
という感じがした。

集落協定のアンケート調査結果では、ほとんどの協定で時期対策を継続す
るという意向を示しているが、現場で苦勞をしている市町村担当者の方が、
辞めないで是非続けて欲しいと集落にお願いしているようなケースもあるの
ではないかと思う。

そういう意味では、本制度と併走させる新しい仕組みが必要な時期に来た
のではないかと考える。

委員 集落戦略の作成について、事例の共有はかなり重要。協定間や地域間で
情報の共有ができる仕組みの構築を検討した方がよいと考える。また、農
村RMOについては、事例を示して関心を持ってもらうことから始めるこ
とが重要と考える。

ウ 県の推進体制に関する自己評価票について

委員 関係機関との連携状況は、今のところ特になしということだが、これか
ら状況が変わると、連携というものを進める必要があると思う。

今後具体的に、ここの組織と、連携するといった構想あるのか。

農ビ課長 今のところ、連携については、具体的に考えてはいないが、本制度の推
進を市町村と県だけで進めるということも、委員の皆様からご意見いただ
いた中で、いくつか課題があるということに改めて感じた。

例えば、農協など、地元根差した、地元をよく知ってる団体とは協力を
し合うようなことも検討していきたい。

委員 農村RMOを進めるには、庁内の様々な部局との関係が出てくると考え
られるので、その点も念頭に入れて、前広に様々なところと連携しながら
進めていくのも一つの方法だと考える。

委員 事例の共有は各市町村で独自に行っていくことは重要だが、各市町村内に
留まってしまうと他の市町村に波及しづらいので、県全体で事例を共有した
方がよいのではないかと。また、県が実施することで、市町村事務の効率化に
もなるのではないかと。

委員 全国の集落戦略の事例集のようなものがあるとよいのではないかと。

委員 事例を紹介しても、その地域ごとに、どのようにその事例を基に落とし込んだり、応用していったりするかということが、むしろハードルになっていることがある。県には、事例の共有のみでなく、応用の仕方を伝えていく役割も求められているのではないかと。

委員 農業関係以外の、地域をよく知っている人達との連携は本当に重要と考えており、集落戦略を作成する過程の中で、地域の農業者ではない人たちにどのように関心を持ってもらい巻き込んでいくかということについては、まちづくりの知見を活用できる要素があるのではないかと考えるので、その辺りとの連携も視野に入れながら進めていただければなというふうに思う。

委員 皆野町では、農作業体験を町のホームページで募集をかけて、県外からの参加者も含めて28組くらい応募があるなど、結構人気がある。そういった取組も大事だと思う。そういったことで、地域を知ってもらう足掛かりになっていると思う。

委員 農政に関する情報について、現場の農業者まで届く周知を市町村にはお願いしたい。また、市町村の農政担当部署に聞いて、分からないと回答されると、農業者として頼れるのは県の農林振興センターしかない。特に、都市型の農村地域では個人で頑張るしかないなので、県の方でも情報の周知に力を入れて欲しい。

農ビ課長 県では、担当者会議等を開き、市町村の担当者に理解いただけるように周知をしたり、様々な資料を配布したりするなど情報発信を行っている。委員の意見を踏まえ、地域機関とも連携しながら、市町村が事業を進められるように支援を行っていきたい。

会長 以上で本日の議事は全て終了になる。本検討委員会の意見を中間年評価書に記入し、国に報告という運びになるが、評価書案の確認を事務局から各委員に一度照会するか、会長に確認を一任でよいか。

各委員 会長に一任する。

会長 それでは、私の方で確認して、検討委員会の確認とする。

(5) その他

総括質疑・意見等

なし

(6) 閉会